

自分の心や行動を振り返ってみませんか？



令和5年度
人権イラスト募集
優秀作品「キズナ」

人権尊重のまちづくりに向けて、自分の人権感覚を磨き、
具体的な行動につなげていくことが大切です。

様々な人がいることに
思いをめぐらし、多様
性を認め合い、助け合
う行動を心がけている。

身のまわりで起きる
問題を「誰か」のこと
ではなく「自分のこと」
として考えている。

差別的な言動に同調したり、
根拠のない不確かな情報を
拡散したりせず、正しく判断
するために確認をしている。

偏見や差別に基づく
言動に気付き、おかし
いと指摘し、やめるよう
に伝えることができる。

迷信や因習にこだわったり、
思い込みで決めつけたり
することなく、正しく知ろう
としている。

子どもの思いや意見を
聞いたり、子どもの良さを
見つけたり、子どもの
人権を尊重している。

様々な人権に関する講演会に参加したり、
研修で意見交換をしたりして学び続けて
いる。

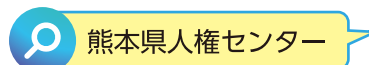


令和5年度
人権イラスト募集
優秀作品「アルメちゃん」

熊本県人権センター(熊本県庁新館2階)

県の人権教育・啓発の拠点として「熊本県人権教育・啓発基本計画」に基づき、
様々な人権問題の解決に向けて人権意識を高めるための活動に取り組んでいます。

TEL：096-333-2299

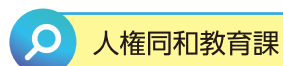


問合せ先

熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課

TEL：096-333-2702

FAX：096-387-1455



〒862-8609
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

発行者：熊本県教育委員会
所 属：人権同和教育課
発行年：令和7年(2025年)

人権尊重のまちづくりをめざして



令和5年度
人権イラスト募集
優秀作品「コッセイ」

県民一人一人に人権尊重の意識が根付き、
全ての人の基本的人権が尊重・保障され、
誰もが幸せに安心して自分らしく生きることができる社会。
そんな社会をつくるために、あなたの力が必要です。
自己実現と幸福追求が満たされる
「人権尊重のまち」を築き上げていきましょう。



熊本県人権啓発キャラクター コッコロ

私たちの身の回りにおける様々な人権課題について

人権の重要課題



「熊本県人権教育・啓発基本計画【第5次改定版】」から



2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です



4 質の高い教育を
みんなに



5 ジェンダー平等を
実現しよう



10 人や国の不平等を
なくそう



11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に

SDGsは「誰一人取り残さない」社会を実現することを普遍的なテーマとしています。
その理念に沿った持続可能なまちづくりや地域活性化を進めるためには、根底に
「人権の尊重」があることが重要です。
「誰一人取り残さない」ためのあなたの行動目標を考えてみましょう。

令和7年(2025年)4月
熊本県教育委員会

園・学校、家庭、地域等のつながりで、「心」を温めましょう



人権侵害につながる冷たい心を冰山に例えてみました。冰山は海上に現れている部分よりも、海中に沈んでいる部分が、はるかに大きいように、人権侵害につながる冷たい心も、その大部分は隠れたまま見えにくく気付きにくいものです。

気付きにくい冷たい心は、不安、恐れ、いらだち、ねたみ、不満、怒りなどをきっかけとして人権侵害を引き起こしてしまうことがあります。だからこそ、人権尊重のまちづくりを目指す私たちは、冰山全体(冷たい心全体)を溶かしていかなければならないのです。

この冰山全体を溶かすには、自分を大切にするとともに、他の人を大切にしながら「心」を温めることが大切です。そのためには、毎日の生活の中で、様々な出会いや学びを通して、人としての在り方や生き方に触れながら、人の素晴らしさや温かさを実感しましょう。

そのことは、私たち一人一人の豊かな心を育て、人権意識を高めていくことにつながります。



令和5年度
人権イラスト募集
優秀作品「レインボー」

私たち一人一人は、個人として尊重される存在なのです。



令和5年度
人権イラスト募集
優秀作品「ニココリ」

条例で確認しましょう

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

(令和2年(2020年)6月施行)

第1条 目的

この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号。以下「法」という。)の理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、並びに相談体制の充実等について定めるとともに、結婚及び就職に際しての部落差別に係る調査の規制に関し必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第2条 基本理念

部落差別の解消の推進に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

第5条 教育及び啓発

県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別の解消を推進するために必要な教育及び啓発を行うものとする。

第7条 県民及び事業者の責務

県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

第2項の概要

- ①同和地区の所在が書いてある図書や地図等の提供をしてはいけません。
- ②同和地区であるか否かを他者に教えたり、広めたりしてはいけません。
- ③結婚や就職に際して、その人やその親族の住んでいる又は住んでいたところが同和地区にあるか否かについて調査を依頼してはいけません。
- ④その他、同和地区に住んでいること又は住んでいたことを理由に、結婚及び就職に際しての差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはいけません。



私たち一人一人が、部落差別について正しく理解するとともに、自分の問題として捉え、具体的な行動につなげていきましょう。